

埼玉県吉川市教育委員会

医療的ケアを必要とする児童数 1人
医療的ケア看護職員数 2人

本事業の構想

本市において通常学級に医療的ケア児を受け入れるにあたっては、医療的ケアへの理解促進、医療的ケア児への適切な就学相談、看護師の確保、関係機関との連携・協力体制の構築等、課題が山積しているのが現状である。本事業では、3年の期間をかけて、小規模自治体における通常学校に通う医療的ケア児が適切に支援を受けられる支援体制を構築していく。

実施体制の構築に向けた取組

教育委員会・学校の体制整備

【教育委員会の体制整備】

- ・医療的ケア実施体制整備に係る機関（医師会、障がい福祉課、健康増進課、子ども発達センター、保育幼稚園課、財政課、特別支援学校、医療的ケア児在籍学校等）への協力依頼及び関係構築
- ・医療的ケア運営協議会の開催
- ・医療的ケア児（幼児、児童生徒を対象）の把握とよりよい把握の方法についての検討
- ・医療的ケア実施要綱、医療的ケア実施マニュアル、緊急時の対応マニュアル、運営協議会の設置要項等の作成
- ・看護師の募集依頼（看護師確保の方法の検討）
- ・看護師の勤務条件整備
- ・看護師の雇用予算の確保

【学校の体制整備】

- ・医療的ケアの時間、場所の確認
- ・緊急時の対応の確認
- ・保護者、看護師、担任との連絡方法の確認
- ・看護師の勤務の確認
- ・看護師、教職員等の役割分担の確認

医療的ケア看護職員の雇用・配置

【看護師の配置方法】

- ・看護師を配置した拠点校で医療的ケア児を受入れ

【雇用・配置に関わる取組】

- ・求人誌の募集により看護師を確保
- ・会計年度任用職員として配置
- ・勤務時間は10時～15時の1日5時間
- ・2人体制で週3日と週2日分けて勤務を実施

医療的ケア児受入れまでの流れ

- ・学校へ相談（保護者）
（就学児については教育委員会へ相談）（保護者）
- ・該当児童生徒について教育委員会へ報告（学校）
- ・関係機関と受入について確認（教育委員会）
- ・保護者（学校）へ事前説明（教育委員会）
- ・指示書を添えて校長に申請（保護者）
（就学児については教育委員会に申請）（保護者）
- ・相談医へ確認（教育委員会）
- ・校内委員会で協議（校長）
- ・実施の可否を決定、保護者へ通知（教育委員会）
- ・校長へ同意書を提出（保護者）
- ・個別マニュアルを作成（学校・看護師・保護者）
- ・医療的ケアを実施

医療的ケアの実際

【医療的ケアの内容】

- ・導尿

【実施回数・時間】

- ・学校での実施は1日2回
（11時30分と14時50分頃）

【実施場所】

- ・多目的トイレを使用

【看護師と児童との関係づくり】

- ・児童が看護師による導尿に慣れるまでの期間は1週間（その間、保護者の立ち合いあり）
- ・医療的ケアの必要な時間以外は、看護師が学習支援に入ることによって児童との関係を構築

【看護師と保護者との連絡】

- ・医療的ケア連絡カードを通して、児童の体調や医療的ケアの実施の様子を連絡

【児童が欠席したとき】

- ・特別支援学級の補助を実施

【教育委員会への報告】

- ・学校より看護経過記録、医療的ケア連絡カードを毎月提出

次年度の取組

- ・医療的ケア実施体制整備に係る機関（医師会、障がい福祉課、健康増進課、子ども発達センター、保育幼稚園課、財政課、特別支援学校、医療的ケア児在籍学校等）への協力依頼及び関係強化
- ・本市の実態にあわせ、各要綱、マニュアル及び医療的ケア運営協議会の内容の改善